

証券コード 6643
平成27年6月26日

株主各位

T.gami

佐賀市大財北町1番1号

株式会社 戸上電機製作所

代表取締役社長 戸上 信一

第140期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第140期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第140期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第140期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき金12円（普通配当6円、創立90周年記念配当6円）と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
変更内容は、後記「定款の変更内容」のとおりであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

本件は、原案どおり戸上信一、阿南正義、中尾武典、堤俊樹、伊東学の5氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査等委員3名選任の件

本件は、原案どおり溝上洋己、安永宏、松尾正廣の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 補欠の監査等委員2名選任の件

本件は、原案どおり大西憲治、田中恵子の両氏が選任されました。

第6号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額設定の件

本件は、原案どおり取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額を月額8,000千円以内と定めることで承認可決いたしました。

第7号議案 監査等委員の報酬額設定の件

本件は、原案どおり監査等委員の報酬額を月額3,000千円以内と定めることで承認可決いたしました。

以上

なお、本総会終了後開催の取締役会において、次のとおり代表取締役が選定され、就任いたしました。

代表取締役社長 戸上 信一

以上

配当金のお支払いについて

1. 金融機関への振込みをご指定の方には、「期末配当金計算書」および「配当金振込先ご確認のご案内」を同封いたしましたので、ご確認ください。

2. 金融機関への振込みをご指定されていない方は、同封の「配当金領収証」により、払渡し期間内（平成27年6月29日から平成27年7月31日まで）に、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口にてお受け取りください。

払渡し期間経過後のお支払いにつきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社においてお取り扱いいたします。

お受け取りの際は「配当金領収証」裏面記載の注意書きをご覧ください。

「定款の変更内容」

(下線部分は変更箇所を示しております。)

旧定款	新定款
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第19条 (条文省略)</p> <p>(取締役の定員) 第20条 取締役は、9名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任および解任) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. (条文省略) 3. (条文省略) 4. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第20条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、9名以内とする。 2. <u>監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u>は、<u>4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任および解任) 第21条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>

旧定款	新定款
<p>第23条～第24条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第26条（条文省略）</p> <p>（取締役会の決議の省略）</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（取締役会の議事録）</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第23条～第24条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第26条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の決議の省略）</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>（業務執行の決定の取締役への委任）</u></p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>（取締役会の議事録）</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>

旧定款	新定款
<p>第29条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第32条 当社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>(監査役の定員) 第33条 当社の<u>監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の設置) 第33条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削除)</p>

旧定款	新定款
<p>(監査役の選任および解任)</p> <p>第34条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>監査役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。</u> <u>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。</u> <u>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>

旧定款	新定款
<p>(<u>監査役会の決議の方法</u>) 第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>) 第35条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(<u>監査役会の議事録</u>) 第39条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>) 第36条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(<u>監査役会規則</u>) 第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会規則</u>) 第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(<u>監査役の報酬等</u>) 第41条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役の責任免除</u>) 第42条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

旧定款	新定款
<p data-bbox="194 226 500 513">2. <u>当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p data-bbox="218 513 500 656"><u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p data-bbox="106 690 467 727">第43条～第45条（条文省略）</p> <p data-bbox="122 762 397 799">（会計監査人の報酬等）</p> <p data-bbox="106 799 500 942">第46条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="106 977 480 1013">第47条～第50条（条文省略）</p> <p data-bbox="122 1048 203 1085">（新設）</p>	<p data-bbox="539 226 648 263">（削除）</p> <p data-bbox="521 690 912 727">第38条～第40条（現行どおり）</p> <p data-bbox="536 762 812 799">（会計監査人の報酬等）</p> <p data-bbox="521 799 917 942">第41条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="521 977 912 1013">第42条～第45条（現行どおり）</p> <p data-bbox="521 1048 581 1085">附則</p> <p data-bbox="521 1120 917 1193">（<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>）</p> <p data-bbox="521 1193 928 1555">第1条 当会社は、第140期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

以上

T·gami